

クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた 充電・充てんインフラ事業 効果検証シナリオ

2025年3月31日

製造産業局 自動車課

クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金

令和6年度補正予算額 **360億円**

(1) 製造産業局自動車課

(2) 資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部水素・アンモニア課

事業目的・概要

事業目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、環境性能に優れたクリーンエネルギー自動車の普及が重要。車両の普及と表裏一体にある充電・水素充てんインフラの整備を全国各地で促進する。さらに、電動車は災害時の停電等において非常用電源として活用できるところ、電動車から電気を取り出すための外部給電機能を有するV2H充放電設備や外部給電器の導入を促す。

事業概要

(1) 充電インフラ整備事業等

電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の充電設備の購入費及び工事費や、公共施設・災害拠点等におけるV2H充放電設備の購入費及び工事費、外部給電器の購入費を補助する。

(2) 水素充てんインフラ整備事業

燃料電池自動車等の普及に不可欠な水素ステーションの整備費及び運営費を補助する。特に商用車の導入促進を図る重点地域に対して集中的に支援することとし、運営費については既存燃料価格を踏まえて追加的に補助する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) 充電インフラ整備事業等



(2) 水素充てんインフラ整備事業



成果目標・事業期間

2030年までに、充電インフラを30万口、水素充てんインフラを1,000基程度整備する。

充電インフラ整備に向けた補助事業による取組の進展と方向性（令和6年度補正予算事業）

- 2030年に30万口の充電インフラを整備する目標（うち急速充電器3万口）に向けて、令和6年度の補助事業では、一定の基準に基づき受付案件※を決定する方式の下で、充電器の整備や更新を支援しており、充電器の増加、高出力化が進んでいる。

※ 急速については①施設区分、②出力、③kW当たりの補助金申請額を踏まえた優先基準を設定。基礎、目的地については区分毎に、充電出力kW当たりの補助金申請額を踏まえた基準額を設定。

- 令和6年度補正予算事業においては、引き続き、この方式を継続しながら、所要の見直しを行う。

	全体	急速充電器	普通充電器	
			基礎（集合住宅等）	目的地（商業施設等）
令和6年度における進展	◆一定の基準に基づき受付案件を決定する方式により、出力当たりの補助金申請額は大幅に低下し、予算を効率的に執行 ◆360億円を措置した結果、30万口の目標に対して、概ね順調に進展	◆更新による高出力化 ◆高速SAPAについては、90kW以上の申請が9割以上	◆既築の集合住宅（賃貸）を中心に整備が進展 ◆新築集合住宅への充電器の整備に関する社内目標設定の動き	◆商業施設・宿泊施設等で整備が進展
主な課題	◆EV販売台数の低下、費用の増加等の環境変化を踏まえた事業の持続性の確保 ◆事業者間の連携による利便性の向上 ◆補助金申請における負担軽減・審査の効率化	◆3万口の実現に向けた口数の増加 ◆充電インフラ指針を踏まえたコンビニやディーラーへの整備を促進	◆合意形成の必要な集合住宅（分譲）の整備を促進	◆EVの普及促進、利便性向上に資する場所への整備を促進

令和6年度補正予算事業での取組	◆事業計画についてのヒアリングの実施 ◆通信規格の標準化（OCPP対応を要件化） ◆普通（基礎）における簡易な申請方式の導入 ◆募集回数の集約（2回）による審査の効率化	◆コンビニやディーラーの優先順位の変更	◆既築の分譲集合住宅の管理組合による申請を優先する簡易な申請方式を導入	◆稼働率の把握・公表を促進 ◆引き続き、EVの普及促進及び利便性向上に資する場所への整備を促進
-----------------	--	---	---	---

令和6年度補正予算における充電インフラ事業分の執行について

- 令和6年度補正予算で360億円を措置。このうち、296億円を充電インフラ整備の予算に配分する。
- 一定の基準に基づき受付案件を決定する方式は継続。令和6年度の執行結果を踏まえ、配分額の見直しを行う。
- 募集期間については、事業実施時期の平準化及び余裕を持った審査体制を確保するため、2回に分けて実施する。

令和6年度補正予算の配分

- 予算配分は、現時点での想定であり、今後変更となる可能性がある。
- 令和6年度補正予算で296億円を充電インフラ整備の予算に配分予定。
- 第1期については、合計200億円を配分予定。
- 第2期の配分額については、詳細決定後、改めて公表する。

	急速	普通 (基礎)	普通 (目的地)	合計
第1期	130億円	35億円	35億円	200億円
第2期	詳細決定後、改めて公表			

スケジュールの目安

- 現時点で想定しているスケジュールは下表のとおり。
- 受付がなされなかった申請について、別の期に改めて申請を実施することは可能とする。
- 具体的な受付期間等については決定次第、別途案内する。

		受付期間 (令和7年)	交付決定時期 (令和7年)	実績報告締切
第1期	急速	4月下旬～ 5月中旬	6月～8月	R7年12月末
	普通	4月下旬～ 5月中旬	6月～8月	R7年11月末
第2期	急速	7月	8月～10月	R8年1月末
	普通	7月	8月～10月	R8年1月末

令和6年度補正予算事業の募集（第1期・第2期）概要

- 令和6年度の補助金の結果を踏まえ、より効果的な充電器設置を促進するため、優先順位制の導入や見直し等を行う。

①募集対象

- 募集内容については、以下のとおり。
- 急速充電器と普通充電器を併設設置する申請を可能とする。ただし、併設設置を行う場合には、「急速」の区分において申請を行うこととし、普通充電器の設置口数の上限は、下表の各設置口数上限を適用する。

種類	募集対象
急速	①高速道路（SA・PA）、②公道上/道の駅/SS、③空白地域 ④コンビニ/ディーラー ⑤その他（目的地、事務所・工場） ※事務所・工場以外は、出力が50kW以上の充電器設置に限る。
普通 (基礎)	①集合住宅（既築分譲）：この区分の申請者は管理組合とする。なお、申請の促進を図るため、簡易な申請方式を導入する。 ②その他：集合住宅(既築・新築)、事務所・工場、月極駐車場 1申請における補助金による設置口数が以下を満たすもの ・ケーブル：収容台数の10%以下、かつ10口以下 ・コンセント：収容台数以下、かつ20口以下 ・既に充電器が設置されている箇所については、BEV/PHEVの駐車数が、充電器が設置されている区画の50%以上である場合には、追加設置申請が可能。 ・ケーブルの「収容台数の10%以下」については、駐車場収容台数の10%を算出し、小数点以下の端数がある場合には、その端数を切上げた口数まで認める。
普通 (目的地)	原則、1箇所における充電器設置口数が、既設充電器も含め以下の口数に達するまで申請可能。 ・駐車区画数200以下：4口（駐車区画数以下） ・駐車区画数201以上：駐車区画数の2%以下、かつ50口以下 （小数点以下の端数は切上げ） ・申請箇所に既設の充電器があり、直近3ヶ月の1口当たり平均稼働時間が60時間/月以上である場合には、上記の上限口数を超過して設置できることとする。 ・この場合、超過して設置できる口数は、上記の数を上限とする。

②優先順位

- ＜急速充電＞
- ①施設区分、②出力、③kW当たりの補助金申請額を踏まえた優先基準を設定し、当該基準に基づいて受付案件決定（令和6年度から継続）
優先順位は、下記の通り変更

施設区分	90kW以上	50kW以上 90kW未満	10kW以上 50kW未満
①高速道路（SA・PA）	1	2	-
②公道上、道の駅、SS ③空白地域	3	4	-
④コンビニ、ディーラー	5	6	-
⑤その他	7-A	7-B	8

- ※残額予算を「7-A」：「7-B」=2:1に配分し、それぞれで選定する。
- ＜普通充電＞
- 基礎、目的地の区分毎に、充電出力kW当たりの補助金申請額を踏まえた基準額を設定。（令和6年度から継続）
 - 基礎については、集合住宅（既築分譲）への整備を促進するため、以下の通り優先順位を設定。

施設区分	優先区分
①集合住宅(既築分譲) ※申請者は、簡易な申請方式を行う管理組合のみに限る	1
②その他（集合住宅、事務所工場、月極）	2

- 基準額以下の申請について、必要書類等が整っているか確認。確認後、受付（随時）。
- 金額の審査を行い、交付決定（随時）。

充電インフラ導入促進補助金事業におけるロジックモデル（案）

※本ロジックモデル案については、今後も検討・見直し予定

直接コントロールできる部分
(インプット) (アクティビティ) (アウトプット)

経済・社会等の変化（誰が／何が、どう変化することを目指しているか）
(短期アウトカム) (長期アウトカム) (インパクト)

充電インフラ指針の策定

予算

〇億円
[〇年－
終期末定]

補助申請の受付

- ・充電器の種類等を踏まえた予算の配分
- ・設置場所等を踏まえた優先順位の設定
- ・費用対効果の高い案件を優先して選定する方式を導入以上を踏まえて申請を受付

補助件数等

受付後、適切に審査を行い、交付を決定

【測定指標】
・申請した件数、口数
・交付した件数、口数

補助金による充電インフラの設置

【測定指標】
補助対象事業者による設置完了数

充電インフラの整備

【測定指標】

- ・公共用の急速充電器 3 万口を含む充電インフラ30万口の整備目標の実現

出力の高い充電インフラの整備

【測定指標】

- ・急速・普通（基礎・目的地）別の平均出力

適切な場所への充電インフラの整備

【測定指標】

- ・設置場所別の稼働状況

国内におけるBEV・PHEVの普及促進

【測定指標】

- ・新車販売台数に占めるBEV・PHEVの割合

インパクトに資する関係施策

- ・乗用車の開発支援、導入補助
- ・蓄電池等の電動化に必要な戦略物資の国内立地支援
- ・国内生産・販売量に応じた税制措置
- ・GI基金によるR&D・社会実装加速
- ・省エネ法の「トップランナー制度」による、車両の燃費・電費向上
- ・省エネ法の「非化石エネルギー転換目標」等による「非化石エネルギー車」の導入促進等

長期アウトカムの達成に向けて以下をモニタリング

【モニタリング指標】

- ・急速・普通（基礎・目的地）/設置場所・出力別の口数
- ・複数年度の急速の平均出力の推移
- ・過去の申請に基づくkW当たりの平均補助金申請単価との推移
- ・急速・普通（基礎・目的地）/設置場所別の総利用回数、総充電時間、月平均利用回数、1回あたりの平均充電時間を踏まえた稼働状況の推移

補助対象の選定の方法や基準、資金配分の設定

※アウトカム及びインパクトにおける測定指標の考え方等については、EBPMセンター、外部専門家等の助言に基づき、今後検討を進める。